

フランス第2次近代化設備計画とヨーロッパ石炭鉄鋼共同体 (1954年 - 1956年)

—鉄鋼共同市場におけるフランス鉄鋼業—

石 山 幸 彦

はじめに

1. 2次プランの開始と鋼材不足問題の再燃

(1) 2次プランの基本目標

(2) 2次プランの開始

(3) 鋼材不足の実態と鉄鋼業界の対応

はじめに

1952年に創設されたヨーロッパ石炭鉄鋼共同体は、1953年に加盟諸国の石炭、鉄鋼製品にそれぞれ共同市場を開設し、そこでは自由で公正な競争が展開されることとなった。具体的には、加盟諸国は共同体内における石炭と鉄鋼の貿易の数量制限、関税などを廃止し、市場内の取引参加者は国籍を含めたあらゆる点で差別されない。企業間においても、カルテルや系列関係などによって取引相手を差別することや、自由競争を阻害することが禁止されたのである。さらに、加盟国の石炭と鉄鋼業についての行政権限は、各国政府から共同体の最高機関(Haute Autorité)に移譲され、同機関が加盟国の両産業と共同市場を管理することになったのである。

ところで、筆者は旧稿において、フランス政府が実施していた第2次設備近代化計画(以下、2次プランと記す)が開始される1954年まで

1) 石山幸彦「1950年代半ばにおけるフランス鉄鋼業の経営条件——第2次近代化設備計画と鉄鋼共同市場——」『エコノミア』第55巻第2号、2004年11月、65 - 68頁、同「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体による市場統合、1953 - 1954年——鉄鋼市況の停滞とフランス鉄鋼業の対応——」秋元英一編『グローバル化と国民経済の選択』東京大学出版会、2001年、146 - 148頁などを参照。

2. 物価凍結政策と鉄鋼価格の動向

3. 最高機関による鉄鋼価格に関する調査・分析 おわりに

については、共同体設立当初の鉄鋼共同市場で生じた諸問題と、第1次設備近代化計画(以下、モネ・プラン)進行下におけるフランス鉄鋼業の復興、発展の実態について検討してきた。ここでは、共同体への行政権限の移譲は進まず、フランス政府による1次プラン、2次プランを背景として、同政府の物価凍結策のために鉄鋼価格も実質的には政府に管理・抑制されていた。そのため、鉄鋼業は十分な収益を確保することができず、プラン実施のための資金調達には借入れに依存せざるをえなかった。さらに、コークス炭の調達も不十分であったことなどから、鉄鋼業の発展も当初計画されたようには進まず、西ドイツ鉄鋼業の復興に遅れをとりたことを説明したり。

では、それ以後2次プランが実施される過程で、上記の諸問題はいかに解決されたのだろうか。このテーマに言及している従来の諸研究には、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体による政策全般を分析したディーボルト(William Diebold)の研究や、シュピールンブルグ(Dirk Spierenburg)とポワドヴァン(Raymond

2) W. Diebold, *The Schuman Plan A Study in Economic Cooperation 1950-1959*, Praeger, 1959; D. Spierenburg et R. Poidevin, *Histoire de la Haute Autorité de la Communauté européenne du charbon et de l'acier*, Bruylant, 1993.

Poidevin) の共著が存在する³⁾。前者は同時代の現状分析であり、後者は初期の最高機関のメンバーであったシュピーレンブルグが共同執筆に加わった歴史研究である。どちらも共同体の政策全般を幅広く分析した大部の労作である。だがそこでは、フランス政府の物価政策がフランスの鉄鋼価格形成にもおよび、共同体の結成条約（以下、パリ条約）と矛盾をきたしていた点が紹介されているのみである。すなわち、この問題について、共同体の最高機関がどのように対応し、フランス政府やフランス鉄鋼業界がいかに活動したかは、具体的に分析されていない。

戦後のフランス鉄鋼業に関する歴史研究には、ミオッシュ (Philippe Mioche) による大部の博士論文をはじめ、主要鉄鋼会社の発展と消滅をボーミエ (Jean Baumier), ユジノール社 (Union sidérurgique du nord, USINOR) の企業文化を解明したゴドリエ (Eric Godelier), 戦後を中心に2世紀にわたるフランス鉄鋼業の盛衰を描いたデンヴァル (Henri d'Ainval) などの著作が存在する⁴⁾。だが、これらの研究においても、個別企業の経営動向が中心に分析され、経済政策には主たる関心が払われず、本稿が扱うテーマについては分析が加えられてはいない。

そこで本稿では、1954年に開始された2次プランの進行を鉄鋼業について分析し、上記の諸問題がどのように解決されたのかを検討する。すなわち、これらの問題が共同体の最高機関、フランス政府、フランス鉄鋼業界の3者によって、いかに扱われ、フランス鉄鋼業の発展にどのような結果をもたらされたのかを検証する。したがって、本稿で利用する史料も最高機関の内部文書、フランス計画庁、財務省などの同国政府の内部文書、フランス鉄鋼協会文書、

ボン・タ・ムーソン社文書など3つのアクターの内部文書を分析し、それぞれの立場や対応を詳細に検討する。さらにいうまでもなく、各アクター内部も一枚岩ではなく、例えば政府においても省庁ごとに意見や立場が異なる可能性にも注意を払うこととする。

1. 2次プランの開始と鋼材不足問題の再燃 (1954年—1955年)

(1) 2次プランの基本目標

フランスにおける戦後の経済再建計画として有名なモネ・プランの後を受けて、2次プランは1954年から実施された。この2次プランにおいては、モネ・プラン同様にフランス政府・計画庁 (Commissariat général au plan) を中心として産業部門ごとに組織された近代化委員会 (Commissions de modernisation) において、プラン最終年である1957年の生産目標、それを実現するための投資目標、資金調達方法などが設定された。すなわち、1957年の農業を含む全産業部門の国内生産を1952年と比べて25%増加させることが基本目標に定められ、鉄鋼業については、1957年の粗鋼生産1,430万トン、1954年から1957年までの投資総額2,200億フランが目標として鉄鋼近代化委員会によって設定されたのである⁴⁾。

だが、これらの投資や生産に関する目標とは別に、2次プランでは「財政負担削減」(débudgétisation) がスローガンとして掲げられ、それにともなって3つの経済均衡が目標とされた。第1は需要と供給の均衡である。戦後のフランス経済は物資の欠乏に直面し、深刻な供給不足を招いており、モネ・プラン実施によっても供給不足を解消することはできなかった。そのため物価の高騰が相次ぎ、深刻なインフレに

3) J. Baumier, *La fin des maîtres de forges*, Plon, 1981; E. Godelier, *Usinor-Arcelor du local au global...*, Lavoisier, 2006; H. d'Ainval, *Deux siècles de sidérurgie française*, Presses universitaires de Grenoble, 1994.

4) 石山幸彦「1950年代半ばにおけるフランス鉄鋼業の経営条件——第2次近代化設備計画と鉄鋼共同市場——」『エコノミア』第55巻第2号、2004年11月、60-70頁。

も悩まされていた。したがって、目標とされた第2の均衡は、物価の安定であり、インフレの抑制であった。さらに、第3の均衡は、インフレを抑制するためにも、赤字が続く国際収支を均衡させ、為替相場を安定をさせることであった。これらの課題に取り組むために、2次プラン策定時には、モネ・プランにはなかった金融委員会 (Commission du financement) が新たに設置されている。この金融委員会は、元財務官僚で国会議員のガイヤール (Felix Gaillard) が委員長を、フランス銀行総裁、ボーンガルトネル (Wilfrid Baumgartner) が副委員長を務め、金融界や財務官僚を中心とした委員で構成されていた⁵⁾。

以上のように、2次プラン策定にあたっては、公的資金の投入を削減して、インフレ抑制を目指し、市場原理を重視する政策理念が明確に打ち出されている。この点では、モネ・プランとは対照的であり、2次プランではモネ・プランから路線変更が図られたことは明白である。すなわち、終戦からモネ・プランの時期まで激しいインフレに悩まされ、通貨価値の安定と国際収支の均衡は、2次プランにおいて喫緊の課題となっていたのである。さらに、モネ・プランの実施にあたっては、フランス政府はマーシャル援助による見返り資金を原資として、フランス産業に大規模な投資資金を投入したが、2次プランにおいてはそうした資金源は存在しなかった。そうした事情もあり、市場における上記の均衡が2次プランの枠組みとして設定されたのである。

モネ・プランでは、高率のインフレと国際収支の不均衡に苦しみなながらも、アメリカ政府からのマーシャル援助もあって、フランス経済は鉄鋼、エネルギーなどの基幹産業部門の生産を回復させ、戦後の経済成長をスタートさせたと

評価されている。では、1954年から実施された2次プランは、どのような結果をもたらすのだろうか。以下では鉄鋼業を中心に2次プランの進行状況を分析し、そこから浮かび上がる問題点を明らかにしよう。

(2) 2次プランの開始 (1954年—1955年)

まず、2次プランの達成状況を統計数字で見ると、次のような結果が確認できる。2次プランを通じて、生産は目標の1954年から1957年の国民総生産25%拡大に対して、実際には29%拡大し、そのうち工業生産が46%、農業生産が18.5%拡大した。すなわち、2次プランの結果は生産量では目標を上回り、特に工業生産は目標の25～30%を大幅に上回る結果となった。ただし、農業生産の拡大は目標の20%を若干下回った。

このように一見すると、部門間によって多少のばらつきはあるものの、概ね2次プランは達成され、フランス経済は順調に発展したかのようにみえる。しかしながら、実際には1956年ごろから国際収支の不均衡、財政赤字の累積、その結果としてのインフレの進行という深刻な問題を発生させることになる。

では、鉄鋼業は2次プランによって、どのような発展を遂げたのかを年を追ってより詳細に検証しよう。鉄鋼市況は1953年から停滞していたが、1954年後半から1955年にかけて需要が急増する。その結果、第1表のように1953年には粗鋼生産が前年の1,087万トンから1,000万トンへと減少し、戦後復興が始まって以来、初めての減少を経験した。その後1954年から景気の回復に応じて鉄鋼生産は増加に転ずるが、1954年は1,063万トンと1952年の水準を上回ることはなく、1955年になってようやく1,263万トンに達した⁶⁾。

5) AN 80 AJ 44, Commissariat général du plan (以下CGPと省略する), *Deuxième plan de modernisation et d'équipement, Rapport général de la Commission du Financement*, novembre 1953.

6) AN 80 AJ 24, CGP, *Rapport annuel sur l'exécution du plan de modernisation et de l'équipement de l'Union française*, 1954, pp.205-218; 1955, pp.205-215; 1956, pp.193-206.

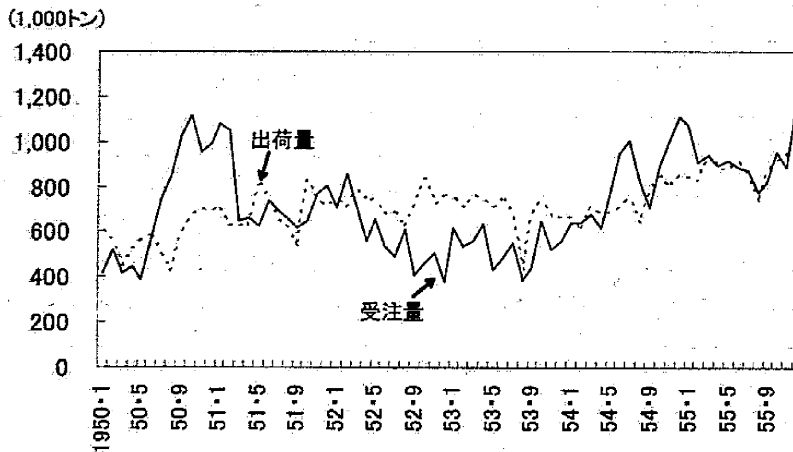
第1表 ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体加盟諸国の粗鋼生産量 (100万トン)

国	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960 ¹⁾	1959年から 1960年の 増加率(%)
西ドイツ (ザールを含まない)	15,806	15,420	17,435	21,336	23,189	24,507	22,785	25,824	34,100	15.8
ザール	2,823	2,682	2,805	3,166	3,374	3,466	3,485	3,613		
ベルギー	5,170	4,527	5,003	5,894	6,376	6,267	6,007	6,434	7,171	11.5
フランス	10,867	9,997	10,627	12,631	13,441	14,100	14,633	15,197	17,294	13.8
イタリア	3,535	3,500	4,207	5,395	5,911	6,787	6,271	6,762	8,219	21.5
ルクセンブルグ	3,002	2,658	2,828	3,226	3,456	3,493	3,379	3,663	4,084	11.5
オランダ	693	874	937	979	1,051	1,185	1,437	1,670	1,940	16.2
共同体	41,896	39,658	43,842	52,627	56,798	59,805	57,997	63,161	72,808	15.3
その他	170,104	194,642	179,758	217,773	227,002	233,295	213,503	242,039	269,192	11.2
世界 ²⁾	212,000	234,300	223,600	270,400	283,800	293,100	271,500	305,200	342,000	12.1

- 1) 暫定値
- 2) 推定値

出典) European Coal and Steel Community. *General Report on the Activities of the Community*, vol.9, 1960-1961, p.402.

第1図 フランス鉄鋼業界の受注量と出荷量 (1950-1955年: 月毎)



出典) PAM 74161, Chambre syndicale de la sidérurgie, Réunions mensuelles d'information 1950-1955 より作成.

だが、1955年には第1図にみられるように、鉄鋼の受注量は引渡し量をはるかに超え、需要は供給を大幅に上回っていたのである。フランス鉄鋼業がこのような生産力不足を露呈したのは、1949年代末から1950年代初頭以来であっ

た。したがって、フランス鉄鋼業は、モネ・プランに基づく設備投資と生産力の拡大にもかかわらず、1950年代半ばにも国内需要の拡大に応えるだけの生産力を備えていなかったのである。

そしてさらに、この1954年と1955年は設備投資も停滞をきたしていた。第2表にみられるように、1954年と1955年はそれぞれ時価で500億フラン足らずの投資しか実現しておら

7) PAM 74161, Chambre syndicale de la sidérurgie française (以下CSSFと省略する), Réunions mensuelles d'information 1950-1955.

第2表 鉄鋼業の設備投資実績

(10億フラン)

	戦後1953年 まで	1954年	1955年	1956年	1957年	2次プラン 合計
コークス化設備、発電設備	35.2	8.7	6	7.2	8.3	30.2
高炉	48.3	39.5	5	12.6	22.8	44.35
製鋼設備	31.3	4.35	6.2	6.8	9	26.35
圧延設備	157	22.2	23	21	31	97.8
労働者住宅など福利厚生施設	23.8	3.3	2.4	3.7	4	13.4
その他	35.4	6.5	6.9	8.7	7.9	30
合計	331	49	49.6	60	83	241.5
1957年時点の通貨価値で換算	477	57	56	63	83	259

出典) Commissariat général du plan, Rapport annuel sur l'exécution du plan du modernisation et de l'équipement de l'Union française, 1958, p.157.

ず、これは1953年の750億フランから大幅に減少している。これらを1957年のフラン価値で換算し、物価上昇分を差し引くと、設備投資額の停滞は一層明らかである。

こうした設備投資停滞の背景には、以下のような事情が絡み合っていた。まず、2次プラン開始直前の1953年から1954年にかけての鉄鋼市況の悪化に伴い、需要予測が悲観的になったこと、さらに鉄鋼各社の収益も減少したために資金的余裕が減少したことによって、各社が設備投資を抑制した。そのため、第3表にみられるように、調達資金に占める自己資金は1954年には200億フランに留まり、政府による公的資金の援助も230億フランに削減されたことで、調達できた資金は654億フランであった。その結果として、これらの資金から借入れの返済、金利負担、運転資金の増額を差し引いた設備投資資金は、490億フランと前年を下回ってしまったのである⁸⁾。

景気が回復した1955年には業績の好転などもあって、自己資金は554億フラン、社債の発行などは357億フランと大幅に増えてはいるが、公的資金は126億フランとさらに半減した。

それに対して借入れの返済や金利負担が295億フラン、経常的な運転資金の増額が315億フランにも上り、この年に調達した1,135億フランのうち設備投資には495億フランしか投入することができなかった⁹⁾。この2年間の状況が示しているように、設備投資停滞の原因のひとつが公的資金の削減であることも明白であった。

こうした投資停滞の結果、圧延設備に比べて高炉や製鋼設備の建設は抑制され、特に高炉建設に費やされた金額は1954年に39億5千万フラン、1955年には50億フランと、1956年の126億フランや1957年の228億フランの半分以下に留まり、その停滞は顕著な傾向として表れた。この傾向はすでにモネ・プランの終了時にも指摘されていたが、より鮮明になり、必然的に各生産工程の生産力のバランスを失わせ、粗銑や粗鋼の不足を顕在化させていた。すなわち、フランス鉄鋼業の供給力不足はまず製銑能力に起因し、次いで製鋼能力の不足が足枷となっていたのである。

こうした状況を反映して、フランス政府・計画庁によって1956年に作成された年次報告書は、鉄鋼業に関するページの冒頭で1955年の

8) AN 80 AJ 24, CGP, *Rapport annuel*, 1958, p.157.

9) AN 80 AJ 24, CGP, *Rapport annuel* 1956, pp.203-205.

第3表 フランス鉄鋼業の資金調達 (10億フラン)

	1953年	1954年	1955年	1956年	1957年
自己資金	16.1	20	55.4	65	82.4
社債発行 (個別企業とGISによるものとの合計)	11.6	17.4	35.7	20	22.5
公的資金	36.8	23	12.6	14	8.6
その他の借入れ、中期信用	21.1	5	9.8	2	7.5
増資	5.4				
合計	91	65.4	113.5	101	121

出典) Commissariat général du plan, Rapport annuel sur l'exécution du plan de modernisation et de l'équipement de l'Union française, 1958, p.158.

鉄鋼業の課題を次のように述べている。

「1954年における投資の停滞のために、担当省庁や(鉄鋼)業界にとって1955年からの計画の実施を加速する必要があることが判明している。特に銑鉄、鑄塊の生産能力を早急に向上させるプロジェクトを急がなくてはならない。昨年から今年はじめに開始されたものリストは、こうした意図を反映している。」(括弧内は筆者補足)

さらに、同報告書は1955年の鉄鋼業の実績について以下のように評価して、鉄鋼業に関する記述を締め括っている。

「1955年には1,260万トンの鋼塊が生産された。これはフランス鉄鋼業がこれまで達成したことのない水準である。1955年末の時点で実際の有効な生産能力はほぼ1,300万トンと推定することができる。

この記録にもかかわらず、1955年の国内鉄鋼市場は全体として満たされなかったことを確認しなければならない。鉄鋼が不足していることを疑うは余地なく、いくつかの製品の市場は極度に逼迫しており、多くの鉄鋼利用者が苦情を訴えている。確かに、一次産品(コークス、屑鉄)が調達困難であるため、状況の迅速な改善の可能性は限定されている。銑鉄、鑄塊の生産水準の向上に真の隘路が存在することが、困難

さを一層増幅している¹⁰⁾。」

(3) 鋼材不足の実態と鉄鋼業界の対応

こうした状況については、フランス鉄鋼コントロール(Comptoir français des produits sidérurgiques, CPS)の諮問委員会(Comité consultatif auprès CPS)において、以下のような議論が交わされていた。同コントロールは、フランス鉄鋼各社の共同出資で設立された鉄鋼製品の共同販売会社である。その諮問委員会の出席者は、同コントロールの幹部と鉄鋼会社の経営者に加えて、建設業界、自動車業界、造船業界、金属機械工業界などの鋼材の大口需要者である民間企業や国有企業の代表者から構成されていた。したがって、この諮問委員会は鋼材の供給者と需要者が、毎月市況に関する情報と意見を交換する場であった¹¹⁾。

同委員会において、需要者側から鋼材の調達に支障をきたしているという苦情がみられるようになったのは、1955年の初頭であった。同年2月4日の委員会では、建設業界のマルシャ

10) AN 80 AJ 24, CGP, Rapport annuel, 1956, p.194 et pp.205-206.

11) 詳しくは、石山幸彦「シューマン・プランとフランス鉄鋼業」『土地制度史学』第140号、1993年、1-16頁。

第4表 ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体加盟諸国における鋼材の平均公表価格¹⁾
 (共同体の公表平均価格の1953年の数値を100とする価格指数)

国	5月20日	1月1日	4月1日	1月1日	1月1日	1月1日	7月1日	1月1日	1月30日	1月1日	1月1日
	1953	1954	1954	1955	1956	1957	1957	1958	1959	1960	1961
ベッセマー製鋼法											
西ドイツ	101	96	96	97	99	104	104	109	110	108	108
ベルギー	100	100	95	96	109	111	117	117	103	113	113
フランス	99	99	96	96	96	101	104	97	92	92	98
ルクセンブルグ	99	99	96	96	102	108	113	114	114	111	111
オランダ	100	100	95	102	110	114	119	119	105	114	111
共同体	100	98	96	96	100	104	106	106	101	102	104
平型炉											
西ドイツ	93	89	89	90	94	101	101	106	106	105	104
ベルギー	103	103	95	95	109	112	120	120	102	113	113
フランス	96	96	94	94	102	107	110	101	92	92	96
イタリア	116	116	114	113	117	130	130	125	115	111	113
オランダ	94	94	89	95	102	110	112	110	103	107	107
共同体	100	98	96	97	102	110	111	111	105	103	105

1) 市場における最も代表的な公表価格による。

出典) European coal and steel community, General report on the activities of the community, vol.9, 1960-1961, p.414.

ル (François Marchal) ら鉄鋼需要産業の代表者が鋼材の供給不足を訴えている。こうした状況への応急処置として、コントワールは同月より需要者から調達困難の訴えを受けつけ、受注先を紹介することを開始した¹²⁾。

だが、同年も4月以降になると鋼材の供給不足は、一層深刻さを増し、鉄筋、帯鉄、鋼板、山形鋼、梁材などは、納入まで8ヶ月から10ヶ月程度、最大では15ヶ月もの時間がかかっていることが、建設業界、造船業界、自動車業界、フランス国鉄など鋼材需要者側から毎月指摘された。委員会での議論からは、特に建設業界における建築資材としての鋼材不足が深刻であったことがうかがえる¹³⁾。

これに対してコントワールの理事長であるデュピュイ (Jean Dupuis) は10月の諮問委員会の席上では、同年半ばまでに鋼材調達困難の訴えは月に十数件寄せられているが、コントワールの紹介により要求はほぼ満たされていると報告している。最も深刻なケースについても調達先が確保されていると述べて、問題に対

するコントワールの積極的な対応を強調していた。だが、翌月11月10日の諮問委員会の席上では、新規に発注すること自体が困難であると述べ、コントワールによる応急処置では対応できないことをデュピュイも認めざるを得なかったのである。

そこでデュピュイはこの日の委員会で、需要の急増にもかかわらず、鋼材価格が政府によって人為的に抑制されていることの不当性を次のように訴えている。

「前回の価格改正以来数年間にわたって、行政によって不適切に抑制されてきたため、鉄鋼価格の引き上げは、他の製品全体と比べても遅れていることを付け加えなければなりません。金属が不足しているこの時期に、この製品のために努力が払われなければならないのは当然なのであります¹⁴⁾。」

この発言によれば、政府による鋼材価格管理 (= 抑制) 政策が、需要高揚期の市場メカニズムと矛盾し、需給の不均衡を一層拡大している。すなわち、製品ごとの需給動向に対応して価格変更が行われなことが、問題を一層複雑化していた。以上のように、デュピュイは政府による

12) PAM 82348, Procès-verbal du comité consultatif du CPS, réunion du 4 février 1955.

13) PAM 82348, Procès-verbaux du comité consultatif du CPS, réunions du 29 avril 1955, du 1^{er} juillet 1955 et du 7 octobre 1955 etc..

14) PAM 82348, Procès-verbaux comité consultatif du CPS, réunions du 7 octobre 1955 et du 10 novembre 1955.

第5表 ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体諸国間の鉄鉄・鉄鋼貿易

(1,000 トン)

輸出国	輸入国	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959
西ドイツ ¹⁾	ベルギー・ルクセンブルグ	88.8	118.8	119.7	116.5	183.5	233.4	215.9	188.0
	フランス ²⁾	9.6	28.8	117.6	163.1	227.2	425.3	371.3	816.2
	イタリア	62.4	79.2	150.3	115.1	150.5	212.8	205.2	268.9
	オランダ	141.6	220.8	384.0	437.3	356.6	628.2	486.9	575.0
	合計	302.4	447.6	771.6	832.0	917.8	1,499.7	1,279.3	1,848.1
ベルギー・ルクセンブルグ	西ドイツ ¹⁾	532.8	478.8	652.5	1,041.1	784.2	642.6	774.8	1,125.9
	フランス	14.4	73.2	303.3	524.9	572.1	655.3	767.1	590.2
	イタリア	135.6	145.2	119.4	103.0	85.7	106.6	128.3	173.1
	オランダ	571.2	546.0	711.0	814.5	773.5	805.0	469.7	656.2
	合計	1,254.0	1,243.2	1,786.2	2,483.5	2,215.5	2,209.5	2,139.9	2,545.4
フランス ²⁾	西ドイツ ¹⁾	243.6	543.6	863.4	1,297.3	1,055.9	1,003.3	1,065.0	1,443.0
	ベルギー・ルクセンブルグ	70.8	184.8	138.3	311.7	281.5	245.7	153.4	308.4
	イタリア	121.2	253.2	249.9	255.8	174.3	186.4	210.8	374.1
	オランダ	45.6	108.0	69.3	77.9	96.7	117.0	73.7	152.8
	合計	481.2	1,089.6	1,320.9	1,942.7	1,608.4	1,552.4	1,502.9	2,278.3
イタリア	西ドイツ ¹⁾	0.5	0.0	1.8	8.2	11.1	0.6	2.2	27.3
	ベルギー・ルクセンブルグ	0.8	0.0	0.0	0.0	1.2	0.9	2.9	14.0
	フランス ²⁾	0.1	3.6	6.0	53.3	36.5	70.2	80.9	69.5
	オランダ	1.0	1.2	0.0	0.1	0.1	0.2	0.0	7.5
	合計	2.4	4.8	7.8	61.6	48.9	71.9	85.9	118.3
オランダ	西ドイツ ¹⁾	9.6	57.6	160.2	217.1	147.4	227.5	271.6	319.0
	ベルギー・ルクセンブルグ	51.6	36.0	59.4	78.4	63.5	59.8	51.9	67.2
	フランス ²⁾	3.6	12.0	27.3	40.2	64.8	67.1	64.0	63.4
	イタリア	3.6	8.4	20.4	8.6	13.4	27.4	22.3	22.2
	合計	68.4	114.0	267.3	344.3	289.1	381.8	409.8	471.8
	総合計	2,108.4	2,899.2	4,153.8	5,664.1	5,079.7	5,715.3	5,417.8	7,261.9
	総合計内訳 ³⁾								
	西ドイツ ¹⁾	786.5	1,080.0	1,677.9	2,563.7	1,998.6	1,874.0	2,113.6	2,915.2
	ベルギー・ルクセンブルグ	212.0	339.6	317.4	506.6	529.7	539.8	424.0	577.6
	フランス ²⁾	27.7	117.6	454.2	781.5	900.6	1,217.9	1,283.3	1,539.3
	イタリア	322.8	486.0	540.0	482.5	423.9	533.2	566.6	838.3
	オランダ	759.4	876.0	1,164.3	1,329.8	1,226.9	1,550.4	1,030.3	1,391.5

1) 1959年7月6日からザールを含む。

2) 1959年7月5日までザールを含む。

3) 輸入国を基にした推計。

出典) European Coal and Steel Community, General Report on the Activities of the Community, vol.9, 1960-1961, p.406.

鋼材価格管理を批判したのである。

また、この審議会の鋼材不足に関する論議からは、価格形成の他に、共同体諸国との取引についても問題が存在していたことをうかがうことができる。まず、鋼材不足の状況にあるにもかかわらず、フランス鉄鋼業界が共同体諸国への鋼材輸出を増やしているのではないかと疑う需要者側の意見さえ諮問委員会では存在した。だが、鉄鋼業界側はそうした事実は決してないことを強く主張している。

次いで、共同体加盟諸国など、国外から鋼材を調達することも話題にのぼったが、それは非現実的であった¹⁵⁾。実際には、鋼材需給バランスの変動は共同体諸国で同調しており、フランスで鋼材需要が高揚しているこの時期には、共

共同体諸国全体でも鋼材市場は逼迫していたのである。さらに、いかに国内生産者による鋼材供給が十分でなかったとしても、国外から調達することは控えるべきであるという認識も存在した。例えば、1956年2月3日の委員会の席上で、鋼材需要産業の代表であるラップ (Roland Rabbe) は、共同体諸国など国外から鋼材を調達することには、以下のように慎重論を唱えている。

「私がこの委員会で代表している産業のために、次のことを確認しておきたいと思います。困難は相当な量に及んではおりません。問題は

15) PAM 82348, Procès-verbal comité consultatif du CPS, réunion du 29 avril 1955.

より近くをみつめることであります。なぜなら、それほど量のでもないのに、フランスの産業全般がヨーロッパ精神のために、外国製鉄業者の参入を認めざるを得なくなるのは、望ましいとは考えられないからであります¹⁶⁾。

このように、鋼材需要者には国外鉄鋼メーカーからの鋼材輸入を忌避する認識が存在した。それは、この会議の存在それ自体が示しているように、国内供給者と需要者の間には協調的な関係が確立されており、国外生産者よりも安定的な供給が保障されていると考えられたからであろう。

さらにこの審議会とは別の場面で、フランスの鉄鋼利用者協会 (Association des utilisateurs de produits sidérurgiques) 会長のコンスタン (J.Constant) が、共同体最高機関議長マイエル (René Mayer) に宛てた1956年2月23日付の書簡で、鋼材不足を訴えたが、そこには鉄鋼の調達を輸入に頼る危険性について、具体的に以下のように記されている。

「利用者は1953年と1954年に登録した各製鉄業者に、同じ製品についてしか発注できなくなりました。この割当と再配分の仕組みは、(鉄鋼が) 欠乏している状況を示すものでしかありませんが、その結果は重大であります。

共同市場を信じて1953年と1954年にベルギーやドイツの製鉄業者に発注した利用者は、今日にその分量だけ、国内製鉄業者によってペナルティーを課せられております。だからといって、共同体内の他の製鉄業者から等分の供給を得ることもないのであります。

品質の面でも、数量の面でも1953年以来要求が変化している利用者は、要求を満たす術がないのであります¹⁷⁾。

このコンスタンの訴えは、当時のフランス鉄鋼会社が1953年と1954年の販売実績に応じ

て、各需要者に1955年の鋼材の配分を決定していたことを示している。したがって、ベルギーやドイツから鉄鋼を輸入していた鋼材加工会社は、供給が不安定な国外から国内に調達先を転換しようとしても、新たな調達先を見出すことは困難であった。すなわち、コンスタンは共同体諸国からの輸入に依存することは、価格、数量や品質などの面で安定的な供給が期待できず、危険を孕んでいることを訴えたのである。

これまで検討してきたように、フランス鉄鋼業は1953年の景気後退を克服し、1954年後半からの需要の増加にともない、生産を拡大した。だが、1955年半ば以降には供給は需要に追いつかず、大幅な納期の遅れや受注拒否という事態を招いていた。すなわち、1955年までの2次プランの遅れはフランス鉄鋼業の生産力不足を露呈させた。さらに、共同体諸国からの供給は不安定であり、鉄鋼共同市場の開設も鋼材不足を解決することにはつながらなかったのである。

2. 物価凍結政策と鉄鋼価格の動向

これまで検討してきたように、2次プランも半ばに差しかかった1955年後半のフランス経済は、深刻な鋼材不足に陥っていた。それにもかかわらず、鉄鋼価格は1954年後半に景気回復期に入って以降も停滞し、引き上げられることはなかった。すなわち、自由競争市場であるはずの鉄鋼共同市場で、このように矛盾した現象が発生していたのは、フランス政府の価格凍結策に原因があった¹⁸⁾。

この政策は、1952年に採用され、主要な工業製品の価格は1952年8月31日の水準に固定

17) CEAB 2 n.1560-3, Lettre de J.Constant, le 23 février 1956. 同様の書簡は3月にもコンスタンから最高機関に送付されている。CEAB 2 n.1494, Lettre de J.Constant, le 5 mars 1956.

18) とりあえず、石山幸彦「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体による市場統合」、秋元英一編『グローバリゼーションと国民経済の選択』東京大学出版会、2001年、146 - 148頁。

16) PAM 82348, Procès-verbal comité consultatif du CPS, réunion du 3 février 1956.

されることとなった。そのために、鉄鋼加工産業にとっては、鉄鋼価格が引き上げられた場合にも、その上昇分を自らの製品価格転嫁することは認められなかった。その結果、鉄鋼価格にも引き上げ抑制の圧力がかかり、鉄鋼業界も自由に価格を引き上げることができなかったのである。

この点についてフランス鉄鋼業界は、共同体の諮問委員会の席や書簡を通じて、石炭・鉄鋼業に関する行政権を共同体に移譲したはずの同国政府が、なお鉄鋼価格に影響を与えている不当性を、共同体に訴えている。1953年秋から問題を認識していた最高機関も、フランス政府に事情説明を求めるなどして対応策を検討した。同政府の物価政策に関する調査からは、同政府が鋼材加工業者に対して、共同体諸国産を含む輸入鋼材の価格上昇については、製品価格に転嫁することを認めていたにもかかわらず、国産鋼材については価格転嫁を認めていないことが判明した。すなわち、本来同等に扱われるべき共同体内の鉄鋼製品が、フランス産と他の共同体加盟国産とで扱いが異なっていたのである。

したがって、これは共同体加盟諸国の石炭・鉄鋼製品を平等に扱うことを規定したパリ条約に違反することは明白であった。そこで、フランス政府は1954年3月6日の2つの省令(arrête)によって、国産鋼材の価格上昇分を鋼材加工品価格に転嫁することを認めた。以上の経過をたどり、フランスにおける鉄鋼価格をめぐる問題は、一応の決着をみたのである²⁰⁾。

だが、以上の1954年3月6日の省令が適用された後も、フランス鉄鋼各社は鉄鋼価格を自由に決定することが可能になったわけではない。その後もフランスにおいては、政府による一般的な物価統制は継続され、鉄鋼価格もその影響を免れることはできなかった。以下では、その後の鉄鋼価格の変動とそれをめぐる政府と

鉄鋼業界の動向を分析し、フランスにおいてこの問題がどのように扱われたのかを検討しよう。

1954年から1955年のフランスにおける鉄鋼価格は、具体的には次のように変動した。まず、1954年7月に、導入された付加価値税を鉄鋼業が負担することを求めた政府の要請に応じて、1.79%値引きされることとなり、同じ事情から翌年1955年7月にもさらに値引き幅が3.29%に拡大された。したがって、1955年1月に2.5%価格が引き上げられ、そこから3.29%が割り引かれて、結果的に価格は、0.78%ほど低下したことになる²⁰⁾。

このように、鉄鋼価格がフランス政府の政策によって人為的に抑制されていることは、鉄鋼業界にとっても看過しがたい問題であった。特に、すでに検討した1955年の需要拡大と、ベルギーをはじめベネルクス諸国での鉄鋼価格の上昇は、フランスにおける鉄鋼価格の動向の不自然さを際立たせた²¹⁾。したがって、この時期にフランス国内でも鉄鋼協会と政府の間で、この問題をめぐって交渉が展開されたのは、当然のことであった。

具体的には、1955年6月8日には鉄鋼協会は財務省の担当部局である物価・調査局との交渉を始めており、同月14日には物価・調査局長のローゼンストック＝フランク(Louis Rosenstock-Frank)に2つの覚書を添えて書簡を送っている。そこでは、鉄鋼の生産コストが上昇していること、にもかかわらず鉄鋼価格は共同市場開設時より低下していることなどを理由に、鉄鋼価格が不当に低く設定されていることを訴えている²²⁾。だが、すでに触れたように、この年の7月には前年の同月に続いて、付加価値

20) 62 AS 50, P. Poulain, Note sur les indices des prix des aciers ordinaires, le 7 mars 1955.

21) ベネルクス諸国での鉄鋼価格の上昇は最高機関にも報告され注目された。CEAB 2, n. 1560-2, Division du marché, Note pour la Haute Autorité, le 7 avril 1955.

19) CEAB 8, n.554-1, Lettre de Jean-Marie-Louvre, le 6 mars 1954.

値税を鉄鋼業界も負担することを理由に、鉄鋼価格の値引き率がより引き上げられた。これによって、前年の措置と合計して、3.29%の値引きを鉄鋼各社が受け入れることになったのである。

しかし、一旦は値引きを受け入れた鉄鋼業界も一連の措置に反発し、生産コストの上昇を根拠に鉄鋼業の負担軽減、価格の引き上げをフランス政府に求めている。そして、同年の11月28日には鉄鋼協会が3.29%の値引きを取り止めることを決定した²²⁾。その際に、11月14日に作成した鉄鋼協会の覚書では、この値引きが行われている状況が次のような点で問題であると述べている。

「鉄鋼共同市場の開設以来、鉄鋼価格は各国政府の管轄からはずれ、石炭鉄鋼共同体条約の規制下にある生産者は、自由に制定した価格表を公表し、適用することができる。

その一方で、生産者は公表された価格表の尊重や、共同市場の根本的命題である無差別についての厳格な規則に従わなければならない。

換言すれば、鉄鋼生産者は公表した価格表の価格を実際に適用し、彼らの全ての取引にその価格を適用しなければならない。

フランスの顧客のみに3.29%の値引きを供与することは差別であり、フランスとザールの鉄鋼生産者は、政府が及ぼす圧力によって、条約違反を強要されていたのである²³⁾。」

以上のように、フランス政府の非公式の圧力

22) 62 AS 50, La lettre de J.Ferry, le 14 juin 1955; Chambre syndicale sidérurgie française, Evolution de la marge disponible pour amortissement et bénéfice dans la sidérurgie depuis l'ouverture du marché commun, le 14 juin 1955; Chambre syndicale sidérurgie française, Evolution des prix de revient de l'acier depuis l'ouverture du marché commun, le 13 juin 1955.

23) 62 AS 94, Note officieuse remise à la presse par la chambre syndicale de la sidérurgie française, le 25 novembre.

24) 62 AS 94, Note relative aux prix de l'acier, le 14 novembre 1955.

によって、価格表価格が適用される共同体諸国向けの輸出価格と、値引きされた国内需要者向けの価格との間に格差が生じている。この事実には、共同市場において国内需要者を優遇し、他の共同体諸国の顧客を差別していることを意味し、パリ条約に違反する事態を招いている、と覚書は述べている。

そこで鉄鋼協会は、条約に反する上記の顧客差別を解消するために、価格表の公表価格を3.29%引き下げるのではなく、国内需要者への値引きを取り止めて、2つの価格を一致させることを主張している。その根拠としては、価格を引き下げることから生じる以下のような3つの問題点をあげている。(1)鉄鋼市況が極めて好調である現状で、輸出価格を引き下げる措置は需給原理に反し、市場の機能を阻害してしまう。(2)フランス生産者の競争相手であるベルギーやドイツの鉄鋼価格と比較して、フランスの鉄鋼価格はベルギーよりは明らかに低く、ドイツとは同水準か、若干低く設定されている。そのため、価格を引き下げることは、共同市場内の価格格差を拡大することになる。(3)共同体の外国の需要者に有利な条件を与えることになり、フランス経済にとっては利益にならない。

以上のように、好況期における物価の上昇を背景に、鉄鋼協会はパリ条約違反を理由として、鉄鋼価格の値引き停止を正当化した。だが、当然のことながら、機械・金属加工産業連盟(Fédération des industries mécaniques & transformatrices des métaux)をはじめ鉄鋼需要産業からは反発の声が上がった²⁵⁾。そうした値引き廃止反対の議論については、この覚書のなかで次のように述べている。

「しかし、3.29%値引きの停止は、公権力が鉄鋼使用者の段階で価格凍結を維持しているために生ずる一定の抵抗に遭遇している。鉄鋼生産者は理論上自由にその価格を決定しようにもかかわらず、その使用者は鉄鋼価格の変動を自

25) 62 AS 94, Revue quotidienne de presse française, le 29 novembre 1955.

らの製品価格に転嫁する権利を持たないからである。ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体条約によって創設されたシステムは、フランスにおいては正常に機能しえないことが判明した。

最高機関の催告は、政府としては、この問題を再考し、条約の規定に沿った解決策を見出すよい機会になるに違いない。価格変動を利用者の販売価格に転嫁することが可能な輸入品と、鉄鋼製品とを同一扱いすることが、効果的であると同時に、目立たず抵抗の少ない方法である²⁶⁾。」

鉄鋼協会は共同体条約の基本原則を根拠として、最高機関の圧力を後ろ盾に、実質的な価格の引き上げを実現したのである。後に詳述するように、会長リカールはこの1955年の7月25日付で共同体最高機関に宛てて、フランス政府の物価統制に関する政策が共同市場の基本原則に反し、市場原理による価格形成を妨げていることを訴えている。その結果、同年11月3日の最高機関会議では議題として取り上げられ、フランスの価格凍結策と鉄鋼価格の関連について調査が開始される。

その後、鉄鋼協会はフェリが財務大臣プリムラン (R.Pfiflin) や経済問題担当閣外相 (Secrétaire d'Etat aux affaires économiques) ヴィリエ (George Villiers) と、12月9日と13日に会談し、値引き廃止後の措置として、次のような協定を取り交わした。鉄鋼業界は翌1956年4月30日までは鉄鋼価格を引き上げない。農業機械・トラクター産業に対しては、鉄鋼価格に関する助成措置を講ずる。政府は鋼材加工産業に対して、鉄鋼価格の実質的上昇分を販売価格に転嫁することを認める。以上のような経過を経て、1955年10月1日と11月28日に鉄鋼価格が引き上げられた²⁷⁾。

いずれにしても鉄鋼価格は、実質として基本

的には政府の管理下にあり、鉄鋼業界が市場の動向に応じて、柔軟に鉄鋼価格を設定できないことは明らかであった。だが、フランス政府の側から見ても、自らの意のままに鉄鋼価格をコントロールすることはできなかった。すなわち、この問題が最高機関に訴えられ、そこで問題視された場合には、同政府も一定の配慮ないし、譲歩を示さざるを得なかったのである。フランス鉄鋼業界も政府・財務省による一方的コントロールを回避するよりどころとして、共同体・最高機関を利用し始めたことがうかがえる。

1955年の12月9日と13日の政府との会談に鉄鋼協会側の代表として出席したフェリは、この会談について、財務大臣宛の書簡の末尾で次のように述べている。

「私どもの産業は、政府が策定する経済政策の枠内で、政府に対して協力したと認識しております。政府は、共同市場における鉄鋼業の立場を守る必要性に配慮することで、我々の協力を期待することができました。その立場は本来の枠組みをはるかに超えて重要性を増していますが、鉄鋼業は国民的利益に基づいた唯一の計画に沿って行動することになるでしょう²⁸⁾。」

このように、フェリはフランス鉄鋼業が制度的には共同体の管轄下にありながらも、基本的にはフランス国民経済の利害に沿って、物価統制を含めたフランス政府の経済政策に従うことを表明している。ただし、それは、共同体のルールや共同市場の状況を看過しえないものであることも指摘しているのである。

3. 最高機関による鉄鋼価格に関する調査・分析

これまで検討したように、1955年のフランスでは鉄鋼協会と政府の間で鉄鋼価格をめぐる折衝が継続され、鉄鋼価格の変更が行われていた。その際に鉄鋼協会は、政府による価格形成

26) 62 AS 94, Note relative aux prix de l'acier, le 14 novembre 1955.

27) 62 AS 94, Lettre de J.Ferry à P.Pfiflin, le 17 décembre 1955.

28) Ibid..

への干渉の不当性を共同体・最高機関に訴え、交渉を有利に導こうとした。それでは、鉄鋼協会の訴えを受けて、最高機関はどのように対応したのか。以下では、1955年から1956年にかけての最高機関によるフランスの鉄鋼価格に関する調査と、この問題への対応を分析しよう。

最高機関が1954年初頭に続いて再度この問題を取り上げる契機となったのは、フランス鉄鋼協会会長のリコールが最高機関に宛てた1955年7月25日付の前出の書簡であった。そこでは、フランスの物価についての法規定が、共同体条約の60条に矛盾していることが訴えられた。最高機関においては1955年10月から関連する文書が作成されていることが確認でき²⁹⁾、この問題については、市場局 (Division du Marché)、協定・集中局 (Division de Entente et Concentration) や法務課 (Service juridique) を含む「市場・協定・運輸」作業部会 (Groupe de Travail Marché-Entente-Transport) が調査・分析にあたることになった。1955年11月3日の最高機関会議においてもフランスの鉄鋼価格に関する問題が取り上げられ、加盟国政府による価格形成への影響が問題視されて、次のような結論に達している。

「最高機関は、この問題について実際に閣僚理事会の注意を喚起すべきだと考えている。しかしながら、鋼材加工産業の段階で値上げが禁止されているために、フランスでは鉄鋼価格が間接的に凍結され、イタリアでは取引段階で石炭価格が固定されている。これら以外に同様の問題が存在するか、理事会に対して注意を喚起する前に、作業部会が調査すべきである³⁰⁾。」

以上のように、最高機関はフランス政府による鉄鋼価格と、イタリア政府による石炭価格の

抑制を具体的問題として認識し、閣僚理事会を通じて各国政府と政策調整をしつつ、この問題の解決にあたることを目指していたのである。そして、翌年1956年6月には、イタリア政府による石炭の最高価格設定については、1956年8月31日をもって廃止することを同政府が受け入れたことが確認された。したがって、フランス政府による物価抑制策の鉄鋼価格への影響が、検討課題として残されたのである。

次いで、同年3月9日付と6月29日付で、鋼材取引商全国組合 (Syndicat national du commerce des produits sidérurgiques) のマルマス (Jacques Marmasse) から最高機関議長マイエル (René Mayer) に宛てた2通の書簡の中で、それまでの問題とも異なる点が訴えられている³¹⁾。マルマスが訴えたのは、1955年7月1日付の省令と、それを改定した1955年12月30日付の省令によって、1956年1月時点での工場での鋼材買入価格と輸送コストを基準として、鋼材取引業者の売り上げ利益率を10.5%になるように、政府が鋼材取引業者の販売価格を設定したことである。マルマスは6月29日付の書簡の中で、この制度について、次のように訴えている。

「販売限界価格の計算は、(省令の) 第5条に規定されており、我々の買入価格に対する売り上げ利益率ではなく、もはや効力のない決められた日付の価格に対して係数を乗ずることで行われます。その結果、我々は製鉄工場での価格を下回る値段で、例えば梁材を、販売することさえあるのです³²⁾。」

このように述べ、いくつかの具体例を示すメモを添えている。それによると、1956年5月時点での消費地パリのラ・ヴィレットにおける梁材価格は、規定ではトン当たり35,930フランになったが、実際の工場渡し価格と輸送費の合計は37,111フランであった。したがって鋼

29) CEAB 8, n.554/1, Communauté européenne du charbon et l'acier, Haute Autorité, Division du marché, Note à messieurs les membres de la Haute Autorité, le 19 octobre 1955.

30) CEAB 8, n.554/1, CECA, HA, Division du marché, Note à MM. les membres du Groupe de travail Marché-Ententes-Transports, le 7 juin 1956.

31) CEAB 8, n.554/1, Lettre de Jacques Marmasse à René Mayer, le 29 juin 1956.

32) Ibid.

材仲買人にとっては十分な利益が出ないどころか、損失が生じるケースさえ存在したのである³³⁾。

そのため、最高機関もこの年の7月から8月には、それまでとは異なり、フランスの鉄鋼価格の抑制圧力について、2つ問題点の存在を認識することになった³⁴⁾。すなわち、第1にはそれまでも指摘されていた鋼材加工業者の製品価格凍結による間接的な鉄鋼価格の抑制である。第2には、鋼材商社に課せられた販売価格の制限であり、鋼材卸売市場の販売価格をフランス政府が管理・抑制するものであった。

こうした認識に基づき法務課の要請を受けた市場局は、これらの問題に対応するための前提となる調査報告書を同年10月3日付けで作成している³⁵⁾。この調査は、鋼材の調達コストが鋼材加工品の生産原価に占める比重を、様々な加工品について調べたものである。それによって、鉄鋼価格の上昇が加工品生産に与える影響の大きさ、換言すれば、加工品価格の凍結が鉄鋼価格に及ぼす抑制圧力の程度を、加工品ごとに明らかにするものであった。

その報告によれば、まず64.4%をも占める針金、62.1%の缶などのブリキ製品、鋼鉄製ばね43.2%、建築用金属資材33.6%、ボルト類29.5%などの9つの分類が25%を超え、次いで、様々な金属完成品22.0%、農業設備18.8%、ベアリング（玉軸受け・金軸受け）17.3%、金物15.3%、金属製家具15.2%など7つの分類が15%から25%の間にあった。さらに、自動車14.2%、鉱山開発用機械13.2%、機関車12.9%、トラクター12.6%、産業用機械10.8%、電気器具10.5%、船舶10.3%などの最

も重要な機械産業部門を含む22分類が10%から15%であった。最後に10%未満に73分類が列挙されている。

以上の調査結果に基づいて、市場局は鉄鋼調達費用が生産原価の10%以上を占める加工品については、鉄鋼価格の上昇分を自動的に価格に反映させることを認めるべきだと提言する。すなわち、原価に占める鉄鋼調達費用が10%未満の製品は、「鉄鋼価格が10%引き上げられても、原価に1%未満の影響しか与えないため、特別な場合を除いて、」価格転嫁は必要ない。だが、10%以上の38分類に含まれる製品に、フランス政府が物価凍結策を適用することは、鉄鋼価格に多大な影響を与え、パリ条約と矛盾すると考えていたのである。

ただし、これらの製品の分類や鉄鋼調達コストの占める割合は、全て1947年時点のアメリカで作成されたデータであり、フランスや共同体加盟諸国の実態に基づくものではなかった。すなわち、市場局はフランス国内のデータを収集して独自に分析することは不可能であり、すでに一定程度整理されているアメリカ政府作成のデータを借用して、上記の報告をまとめざるをえなかったのである。このフランスのデータを利用できなかった事情について、報告書は次のように説明している。

「残念ながら現在のところ、フランスについて利用可能な数量データは、必要な分析を行うのに十分に詳細ではない。

経済問題担当省庁の物価局による鉄鋼加工業の原価に関する専門調査が、いまひとつの情報源として存在する。だが、入手した情報によれば、その調査は非常に詳細に行われているが、全体的に古いものとなっている。

現時点のデータについては、極秘事項であるため閲覧は不可能であった。だがそれは、フランス政府とともに正式な手続きを踏めば、利用が排除されることはないだろう³⁶⁾。」

このように、フランス自体のデータに基づく

33) CEAB 8, n.554/1, Etudes des prix de vente du commerce sidérurgique, s.d.

34) CEAB 8, n.554/2, Note à Messieurs les membres du Groupe de travail Marché-Ententes-Transports, le 10 août 1956.

35) CEAB 8, n.554/2, Division du marché, Note pour messieurs les membres du Groupe de travail M.E.T., le 3 octobre 1956.

調査を断念し、アメリカの資料に依拠せざるを得なかった事情が説明されている。だがこの事実は、最高機関がこうした問題についての厳密な調査を行ううえで、当該国政府の理解と協力が不可欠であることを如実に示したのである。すなわち、共同体結成によって、形式的には石炭・鉄鋼業に関する行政管理権が加盟国政府から共同体・最高機関に移譲されたとしても、実質的には当該国政府がこれら産業についての情報収集・管理機能を保持していた。したがって、市場局はこの報告書の末尾で、最高機関がフランス政府と協力して、同政府の物価凍結策が共同市場における鉄鋼の自由な価格形成を阻害している実態を調査するよう進言する³⁶⁾。

さらに、最高機関のうちでも協定・集中局は、フランスの鉄鋼価格形成方式に別の観点からも疑問も提示している。それは直接にはフランス鉄鋼協会会長ラティの記者会見でのコメントが根拠となっていた。協定・集中局のハンブルガー (Richard Hamburger) は最高機関委員に宛てた書簡で、この年の秋にフランス鉄鋼業界が価格引き上げを見送らざるを得なくなったとするラティの発言を引用しつつ以下のように述べている。

「1956年に鉄鋼業が借入れを開始するときに開かれた記者会見の折に、フランス鉄鋼協会・会長ジャン・ラティ氏はとりわけ鉄鋼価格について、以下のように明言しておられます。

「フランス鉄鋼業は現在価格表価格の引き上げを予定してはおりません。我々は必要不可欠ではないにしても、必要と思われる価格引き上げを遅らせる共同決定を行いました。」

そうだとするならば、その国の産業が鉄鋼価格を共同で固定あるいは決定していると、鉄鋼業界の傑出した実業家であるグループの会長によって、公に認められたこととなります³⁷⁾。すなわち、協定・集中局もフランスにおいて鉄鋼価格が据え置かれたことは、個々の企業の

自主的な判断ではなく、価格カルテルが形成されていることを意味するものと疑惑を抱いていた。ただしここでは、政府による関与については触れられておらず、民間レベルでの価格統制と捉えていた。

以上のように、法務課や市場局と協定・集中局とでは状況認識が異なっている面はあるものの、最高機関はフランスにおける鉄鋼価格が、意図的にコントロールされていることを問題視していた。だが、景気高揚期にもかかわらず、価格が抑制されていた点を考慮すれば、鉄鋼業界などが訴えたように政府主導の価格設定と考えるほうが妥当であった。したがって、協定・集中局からの上記のような指摘もあったが、最高機関は基本的にはフランス政府による価格抑制を問題視したのである。

そこで、最高機関は、1956年12月6日に副議長であるエツェル (Franz Etzel) 名でフランス政府宛てに書簡を送り、そのなかでフランス政府による鉄鋼取引業者の販売価格規制と鋼材加工品の価格凍結が、価格形成の自由を阻害し、パリ条約に違反することを伝えた。この書簡でエツェルは結論部分を以下のように締め括っている。ただしその論調は穏やかであり、フランス政府を糾弾するというよりは、詳しい実態調査と問題解決のために、最高機関への協力を要請するものであった。

「上述の2つのケースでは、フランス政府によって実施されている物価政策は、生産者によって公表される価格表に、容認できない方法で鉄鋼価格が記載される事態を招いています。あるいは、このような介入は、——すでに最高機関は他の加盟国の類似の事例も考察しましたが、——共同市場における製品価格の形成と固定に関する条約の条文 (第5条, 第60条, 第61条) と両立しないと思われる。」

38) CEAB 8, n.554/2, Lettre de R.Hamburger, le 15 novembre 1956.

39) CEAB 8, n.554/2, Lettre de Etzel, le 6 décembre 1956.

36) Ibid., p.3.

37) Ibid.

共同体諸国の一般的政策と最高機関の活動を照合し、調和させるための研究の折には、最高機関はフランス政府を招いて、条約と齟齬をきたしている物価についての規制条項を撤廃するよう説得させていただきます³⁰⁾。」

以上のように、最高機関はフランス政府の鉄鋼価格形成への介入を問題視し、同政府による鋼材需要産業への価格統制を緩和することで、鉄鋼価格への抑制圧力を除去する方策を模索していた。具体的には、鋼材調達費用が生産費用の一定割合を超える産業については、鋼材価格の上昇分を無条件で製品価格に転嫁できるよう、フランス政府に制度改正を要請することを検討していた。すなわち、鉄鋼業に対するフランス政府の物価政策の影響を遮断するために、川下産業に鉄鋼価格上昇分の価格転嫁を認めることが必要と考えたのである。だが、そうした方策を具体化するためには当該国政府の協力が不可欠であり、最高機関はフランス政府に協力を依頼したのである。

だが、このように呼びかけたにもかかわらず、最高機関は同政府からの回答を翌1957年1月になっても得られなかった。そこで最高機関は、自らの諮問機関であり、加盟国政府の閣僚によって構成される閣僚理事会に対して、この問題の検討を依頼することになる。

おわりに

これまで検討してきたように、2次プランは1954年に開始されたが、フランス鉄鋼業は1955年に供給不足に陥るなど、戦後復興における様々な問題を未解決のまま抱えていた。なかでも、政府による物価凍結策の影響を受けて、鉄鋼価格は共同体諸国のなかでも最低水準に抑制されていた。そのために鉄鋼会社の利益が圧縮され、設備投資資金の調達にあたっては、借入金への依存度を高めざるをえず、その返済が鉄鋼業にとって重い負担となっていた。さらに、2次プランにおいては、政府による資金貸し付けが削減されたため、鉄鋼業にとってはより不利な状況になっていた。

そこで問題となった政府による鉄鋼価格抑制圧力は、石炭鉄鋼共同体のバリ条約の規定に違反することも否めなかった。政府の価格形成への介入は、自由競争を阻み、フランス製鋼材と共同体諸国からの輸入鋼材のフランスでの扱いに差異が生じていたからである。

こうした状況にあつて、1955年にはフランス鉄鋼協会は政府との交渉を進め、同時にこの問題を最高機関にも訴えている。その結果、鉄鋼協会は最高機関からの後ろ盾を得て、この年によりやく鉄鋼価格の引き上げを実現した。この事実は、政府と鉄鋼協会の交渉に共同体のルールが持ち込まれ、最高機関も一定程度関与したことを意味する。すなわち、政府が鉄鋼業に対してなお強い実質的行政権を保持しているとはいえ、共同体の原理や最高機関の権限が効力を持ち始めたのである。

だが、こうしたかたちでの決着は、政府による価格形成への介入を継続させ、市場原理に基づく自由な価格形成を実現するものではなかった。したがって、鉄鋼業界にとっても、最高機関にとっても問題の根本的な解決にはなっていない。この問題を未解決のまま放置することは、鉄鋼業界にとっては収益を抑制され、資金確保に不安を抱えた状態が継続することを意味した。さらに、最高機関からみれば、共同市場の基本原則に違反する政府の介入を放置することにもなるのである。

これらの事実を把握した最高機関は、1955年に調査活動を開始し、この問題の解決策の検討を始めていた。そして、フランス政府にも根本的な解決に向けて協力を求めていくことになった。ではその後、鉄鋼業界、最高機関がフランス政府に対して、どのように問題解決を迫るのか、同政府はそれいかに対応していくのか、そこでの対応の結果は、フランス鉄鋼業の2次プラン後半から3次プランにかけての経営条件を規定し、共同体の実質的機能を推量する重要な根拠となろう。1956年以降にも、この問題はフランス鉄鋼業界と財務省を中心とするフランス政府との間で検討され、最高機関もそ

れに関与していくことになる。この点については、筆者は稿を改めて検討することを計画している。

「ヨーロッパ統合の歴史と理論（1955年—1965年）——フランスを中心に」による研究成果の一部である。

本稿は平成20年度科学研究費補助金基盤研究C

（横浜国立大学大学院国際社会科学研究所教授）